

## お知らせ

### 広域行政窓口サービス終了のお知らせ

平成30年3月30日をもって、常陸大宮市と大子町の間で相互に実施している戸籍謄本や住民票の写しなどの申請受付・交付を終了します。

終了後は、通常の窓口受付のほか、コンビニ交付サービスや延長窓口等をご利用ください。

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアなどで、6:30～23:00(12/29～1/3を除く毎日)住民票の写しや印鑑登録証明書などの交付が受けられます。また、大子町に本籍がある方は、事前に登録することで、戸籍証明書の交付が受けられます(住所が大子町の方は、事前の登録は不要です)。

○終了する事務 戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書の申請受付・交付

○延長窓口等

常陸大宮市 毎週木曜日19:00まで

毎月第4日曜日9:00～正午、13:00～17:00

大子町 毎週水曜日19:00まで

**問 本庁 市民課市民G ☎52-1111 内線102**

**大子町町民課 ☎0295-72-1111**

### 医療費控除の変更点について

平成30年度(平成29年分)の申告に際して、以下の点が変更となっておりますのでご注意ください。

#### 【医療費控除申告時の変更点】

平成29年分の申告から、医療費の領収書の添付・提示に代えて、「医療費控除の明細書」を添付することに変更となりました。「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードするか、市税務徴収課及び各支所窓口にあります。申告の際は、必要事項をご記入のうえお持ちください。

※平成29年分から平成31年分までは、従来どおり医療費の領収書の添付または提示でも行えます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、以下の事項が記載されているものです。

①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた方の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の氏名

#### 【セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除の創設】

健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行う個人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)の購入の対価を支払った場合、その年分の総所得金額から控除できる特例ができました。対象となるスイッチOTC医薬品について、詳しくは厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

○控除できる金額

支払った合計金額が1万2千円を超える場合、その超える部分の金額(限度額8万8千円)

○控除を受ける際に必要なもの

①一定の取り組みを受けた証明となるもの(健診や予防接種の領収書、結果通知など)

②スイッチOTC医薬品を購入した領収書

※この特例は、従来の医療費控除と重複することができず、いずれかを選択することになります。

**問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線233**

**山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121**

**美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111**

**緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111**

**御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111**